

<給食施設変更届について>

届出事項等	留意点
給食施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設設置者の住所、氏名を記入してください。 法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名、代表者職・氏名を記入してください。 公立の施設の場合は、首長名を記入してください。
届出義務の根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 1回又は1日の給食数により、「健康増進法第20条第2項」または「健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第2項」のいずれか該当するものを選択してください。 ■健康増進法第20条第2項 …特定給食施設（1回100食以上又は1日250食以上）に該当する施設 ■健康増進法に基づく指導等のための届出に関する条例第2条第2項 …その他の給食施設（1回50食以上又は1日100食以上）に該当する施設
給食施設の名称	給食施設の正式名称を記入してください。
給食施設の所在地	給食施設の所在地の郵便番号、住所、電話番号、ファクシミリ番号、オンライン届出の場合メールアドレスを記入してください。
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> 変更した事項について、変更前及び変更後の内容を記入してください。 変更届が必要となる事項は、下記のとおりです。（設置時に届出した事項） <ol style="list-style-type: none"> 給食施設の名称の変更 給食施設の所在地の変更^{※1} 給食施設設置者の氏名、法人にあっては名称及び代表者名の変更^{※2} 給食施設設置者の住所（所在地）の変更 給食施設の種類（配食先施設の増減、食事提供対象者に変更が生じた場合） 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数の変更（定員や、別表に示す施設区分に関わる食数の変更があった場合）^{※3} 栄養士及び管理栄養士の配置数の変更^{※4} <p>※1 給食施設の所在地変更時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 区画整理等による番地の変更所在地を変更した場合には、変更届を提出してください。 移転の場合は変更届ではなく、廃止届を提出した後、新しい所在地で設置届を提出してください。 <p>※2 設置者名の変更時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置者が自治体である場合は、届出の必要はありません。 設置者が法人であり、運営主体の異なる別法人へ変更になる場合には、旧設置者が廃止届を提出した後、新設置者が設置届を提出してください。 <p>※3 食数変更時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院・介護老人保健施設・介護医療院については、当該施設の許可病床数又は定員をもって届出してください。 上記以外の施設で、入所定員の定めのある施設は、食数の脇に、括弧書きにてその数を記入してください。 間食の食数は、1日の延べ食数に含めないでください。 本来の対象者以外にも食事を提供している場合、食数の考え方は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ■学校、児童福祉施設の職員食：予定給食数に含める ■事業所における従業者以外の利用者：予定給食数に含める ■保育所が他の施設等に食事を提供する場合 <ol style="list-style-type: none"> ①子育て支援センターに週4日以上食事を提供する場合：予定給食数含める ②一時預り児を受け入れている場合：想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割った数を予定給食数に含める

<給食施設変更届について>

	<ul style="list-style-type: none"> ・提供給食数が日々変動する場合、食数の考え方は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 1日の食数は、想定される1か月間の延べ給食数を給食日数で割ったものとする。各食の予定給食数も同様とする。 ■ 交代勤務制のある事業所等に食事を提供する給食施設について、朝・昼・夕の区分ができない場合には、その他の区分に給食数を計上する。 ・共同調理場のように、複数の施設に食事を提供している場合には、以下により配食先の状況も届出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 【オンラインの場合】届出フォーム「複数の施設に提供するか」の項目で「はい」を選択し、配食先等を入力する。 【様式提出の場合】「様式4号」に配食先の状況を記入し、設置届と併せて提出する。 <p>※4 栄養士及び管理栄養士の員数変更時の留意点</p> <p>専任の管理栄養士、栄養士の数を記入してください。また、以下の場合も計上してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置されていた栄養士が国家試験に合格して管理栄養士になった場合も、変更届を提出してください。 ・給食業務を委託する場合は、受託者側の管理栄養士・栄養士の数も含めてください。 ・複数の施設を兼務する場合は、主となる施設にのみ計上してください。 ・臨時職員及びパートタイム職員のうち、勤務時間が1日6時間以上かつ週4日以上で、1年間以上継続して雇用されている場合は、常勤として取り扱い、計上してください。 ・産休などの長期休暇を取得している場合も計上します。代替職員は計上しません。
変更年月日	変更した年月日を記入してください。
変更の理由	変更の理由を記入してください。

(別表) 施設区分表

給食施設の区分		根拠法令	1回当たりの 予定給食数	1日当たりの 予定給食数
I 特定給食施設		法20条 規則5条	100食以上	250食以上
	II 指定施設	法21条 第1項 規則7条	300食以上 ※許可病床数 (又は入所定員)	750食以上
			500食以上	1,500食以上
III その他の給食施設		条例	50食以上 100食未満	100食以上 250食未満